

## 第3回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会 議事録

令和7年10月7日（火）午後2時  
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

### 出席者

公益代表

小幡委員、柳井委員

労働者代表

泉委員、井上委員、長澤委員

使用者代表

飯野委員、鈴木委員

補佐 ただ今から、令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

片倉委員、桑原委員から欠席のご連絡がありました。

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上7名の方が出席されており、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

### 部会長

皆様、お手元の次第の方をご覧になってください。それでは、議題（1）宮城県自動車小売業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。

前回、労働者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額1,036円から、70円引き上げの1,106円とするとの提示がなされたところです。

また、前回、使用者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額1,036円から、50円引き上げということで1,086円とするととの提示がなされたところです。

- 部会長 労働者側、使用者側から、補足があればご説明等々お願ひします。
- 委員 (補足等なし)
- 部会長 よろしいですか。続きまして使用者側からお願ひします。
- 委員 (補足等なし)
- 部会長 よろしいですか。それでは次に具体的金額などについて変更はございますでしょうか。
- 委員 (なし)
- 部会長 今のところはよろしいですか。はい、承知しました。今の段階で、労働者側、使用者側から提示されている具体的金額には、まだ隔たりがございます。ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 部会長 それでは一旦休会といたします。
- ～ 休会 ～
- 部会長 それでは、専門部会を再開します。まず、労働者側から具体的な金額などについてご説明をお願いします。
- 長澤委員 まず金額提示させていただきます。69円というところでございます。中身といたしましては、前回70円を提示させていただいたと思いますが、1,036円に6.7%ということで69.4円だったということですが、切り上げが前回でしたが、今回切り下げということで、歩み寄りということでございます。

部会長

ただいま労働者側から前回の計算の結果の、今回は切り下げということで 69 円、歩み寄りということで金額の提示がございました。

次に使用者側から具体的な金額などについてご説明をお願いします。

飯野委員

はい、金額から先に申し上げますと、プラス 58 円の 1,094 円ということでお願いしたいと考えております。

プラス 58 円というのは率にすると 5.55% ということになるのですけれども。前回はプラス 50 円ということで、経団連や連合の春季労使交渉協議の結果の数字を上回っているというのを説明させていただいたと思うのですが、根拠として我々は使用者側なんですから経団連の 500 人未満が 4.35% という数字が出ておりました。また、全国の数字なんで宮城というわけじゃないんですけれども、毎月勤労統計調査というものをみると、令和 6 年 1 年間の実質賃金というのが前年比でマイナス 1.2% というふうになっていまして、ということは色々賃上げをしましても 1.2% ほど下がっているという結果が出てましたので、今度は 1.2% という数字に着目しまして、先ほどの経団連の 4.35 という数字に 1.2 を乗せすると 5.55 という数字になります。これで計算すると切り上げて 58 円というふうな形になりましたので、我々も前回からの歩み寄りというところでございました。物価上昇を大幅に上回るということになると思いますので、何とかご理解をいただきたいと考えております。

部会長

ただいま使用者側から、経団連の数値 4.35% と毎月勤労統計の実質賃金マイナス 1.2% を足しまして、5.55%、プラス 58 円とご提示いただきました。その内容で、よろしいですね。

今の段階で、ご提示いただきました労働者側、使用者側から具体的な金額には、もう少しだけ開きがございますので、ここで専門部会をもう 1 回休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長 それでは一旦休会といたします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それからの提示額、現在の宮城県自動車小売業最低賃金の時間額1,036円に対する引き上げ額、その根拠について主張をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

長澤委員 はい、提示額といたしましては69円、変更なしということでございます。

部会長 続きまして使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

飯野委員 はい、使用者側も今日一番最初に提示しましたプラス58円というところから変更はございません。

部会長 ただ今の審議では、労働者側69円、使用者側58円という状況で、開きが11円になっております。まだ合意に至っておりません。本日の審議ではこれ以上の進展は難しいものと考えられますので、ただ今から公益委員の見解をお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 (特に異論なし)

部会長 それでは公益委員の見解を申し上げます。公益代表委員は、宮城県自動車小売業最低賃金を1,036円から65円引き上げ1,101円とすることが適当と考えます。この見解に至った理由につきましては、労使双方からの意見や関係資料を慎重に検討した上で、

- ① 令和7年の宮城県最低賃金の改正額を勘案する必要がある。  
宮城県最低賃金の改正にあたっては、宮城県の消費者物価（食料）の上昇が続いていることから労働者の生計費を特に重視して、宮城県最低賃金が 65 円 (6.7%) に引き上げられた。
- ② 令和7年最低賃金に関する基礎調査結果による影響率は 65 円引上げた場合でも 10.17% となっている。また、時間当たり平均賃金額の前年からの推移をみると昨年度の 1,536 円から 1,587 円と 3.32% 増加しており、昨年度は 2.95% 増加していたことを踏まえれば、昨年度よりも賃上げが進んでいる。  
このことを総合的に勘案いたしました。

ただ今お示しました公益委員見解にご了解をいただけますでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 全会一致と認めます。審議を重ねていただきまして、ただ今、改正金額について労使合意となりましたので、あらためて確認をいたします。

宮城県自動車小売業最低賃金を、現行 1,036 円のところ

時間額 1,101 円 現行プラス 65 円

とし、発効日については、特定最低賃金の発効日を統一する昨年度に倣うと、3 業種統一して、  
令和7年 12 月 15 日近傍  
とすることでよろしいでしょうか。

委 員 (全員了承：全会一致)

部 会 長 それでは、全会一致で御承認いただきました。  
全会一致で御承認いただきましたので、早速、ただ今の内容で専門部会報告書を提出したいと思います。  
ここで、報告書の準備のため、10 分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備のほうよろしくお願ひます。

～ 休会 ～

部会長 それでは再開します。事務局、報告書（案）を各委員にお配りし、読み上げてください。

指導官 本文のみ読み上げさせていただきます。  
宮城県自動車小売業最低賃金の改正に関する報告書  
当専門部会は、令和7年8月 26 日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県自動車小売業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

公益代表委員 小幡 佳緒里  
桑原 真弓  
柳井 雅也

労働者代表委員 泉 利雄  
井上 淳  
長澤 裕之

使用者代表委員 飯野 守  
片倉 正幸  
鈴木 勝志

### 別紙

### 宮城県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域  
宮城県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子

会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,101円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長 ただ今の報告書について、何かございませんでしょうか。

委員 (特になし)

部会長 特に無いようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

次に、7月16日第1回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項の「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との規定を適用することとしたところです。

したがって、特定最低賃金専門部会において全会一致で決議された場合、専門部会の議決をもって本審議会の決定となり、本審議会を改めて開催せずに、特定最低賃金が改正されることになります。事務局から答申文(案)を各委員にお配りし読み上げください。

指導官 本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県自動車小売業最低賃金の改正について(答申)

当審議会は、令和7年8月26日付け宮労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

## 別紙

宮城県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正すること。

### 1 適用する地域

宮城県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃額

1時間1,101円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長

それでは、ただ今の答申文（案）の内容で、答申してよろしい

でしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 異議なしということで答申いたします。事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布してください。

部 会 長 (基準部長に答申文を手交する。)

部 会 長 ここで、労働基準部長から御挨拶をいただきたいと思います。

基準部長 ただ今、宮城県自動車小売業に係る最低賃金について改正の答申をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中それぞれのお立場から様々ご主張がある中で最低賃金の改正について真摯、かつ、熱心なご審議をいただきましたことに心より感謝申し上げます。また、精力的、かつ、慎重なご審議の結果として本日、全会一致で結審いただきましたことに重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましてはこの金額を基に発効に向けて迅速、かつ、適正に事務手続きを進めてまいります。

また、最低賃金の周知と履行確保についても万全の措置を講じてまいります。労使の委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業等を通しての周知につきましてご協力を賜れば幸いに存じます。本日は誠にありがとうございました。

部 会 長 では私の方から。委員の皆様、本当に真摯なご議論ありがとうございました。

本日、全会一致で意見をまとめることができました。審議の過程では、それぞれのお立場、ご主張がございましたので、なかなか各委員の方は大変だったと思いますが、最後は歩み寄りをしていただきまして、改めて御礼を申し上げます。

これで、議事は終了したいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

基準部長 特にございません。委員の皆様、御審議ありがとうございました。発効に向けて、事務作業を進めてまいります。

部会長 それでは、専門部会におけるすべての審議を、これで終了します。

皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉会)